

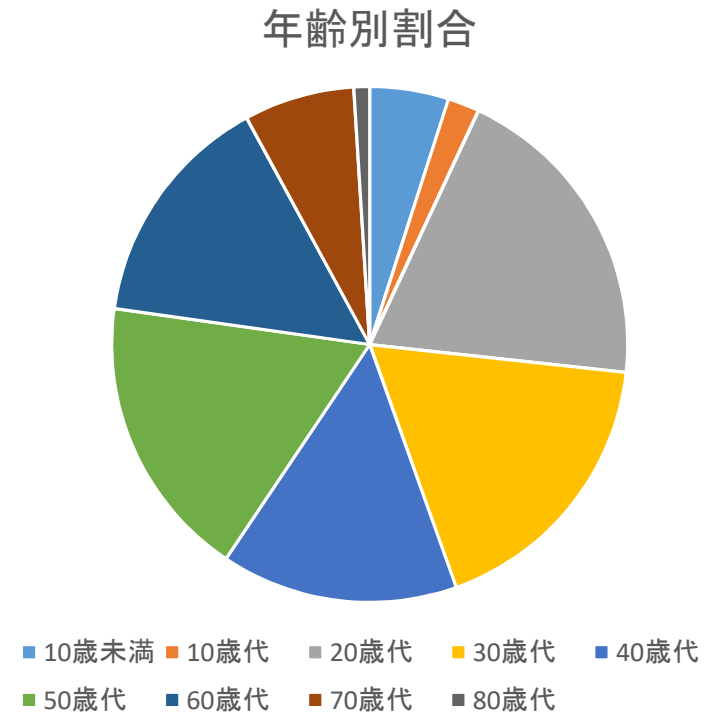
# 新型コロナウイルス感染症対策の状況

湖東健康福祉事務所(彦根保健所)

## 発生状況（滋賀県）

確定報告数 101例（2020/6/19 現在）

	男性	女性	計
10歳未満	4	1	5
10歳代	1	1	2
20歳代	10	10	20
30歳代	13	5	18
40歳代	7	8	15
50歳代	10	8	18
60歳代	9	6	15
70歳代	4	3	7
80歳代	0	1	1
計	58	43	101

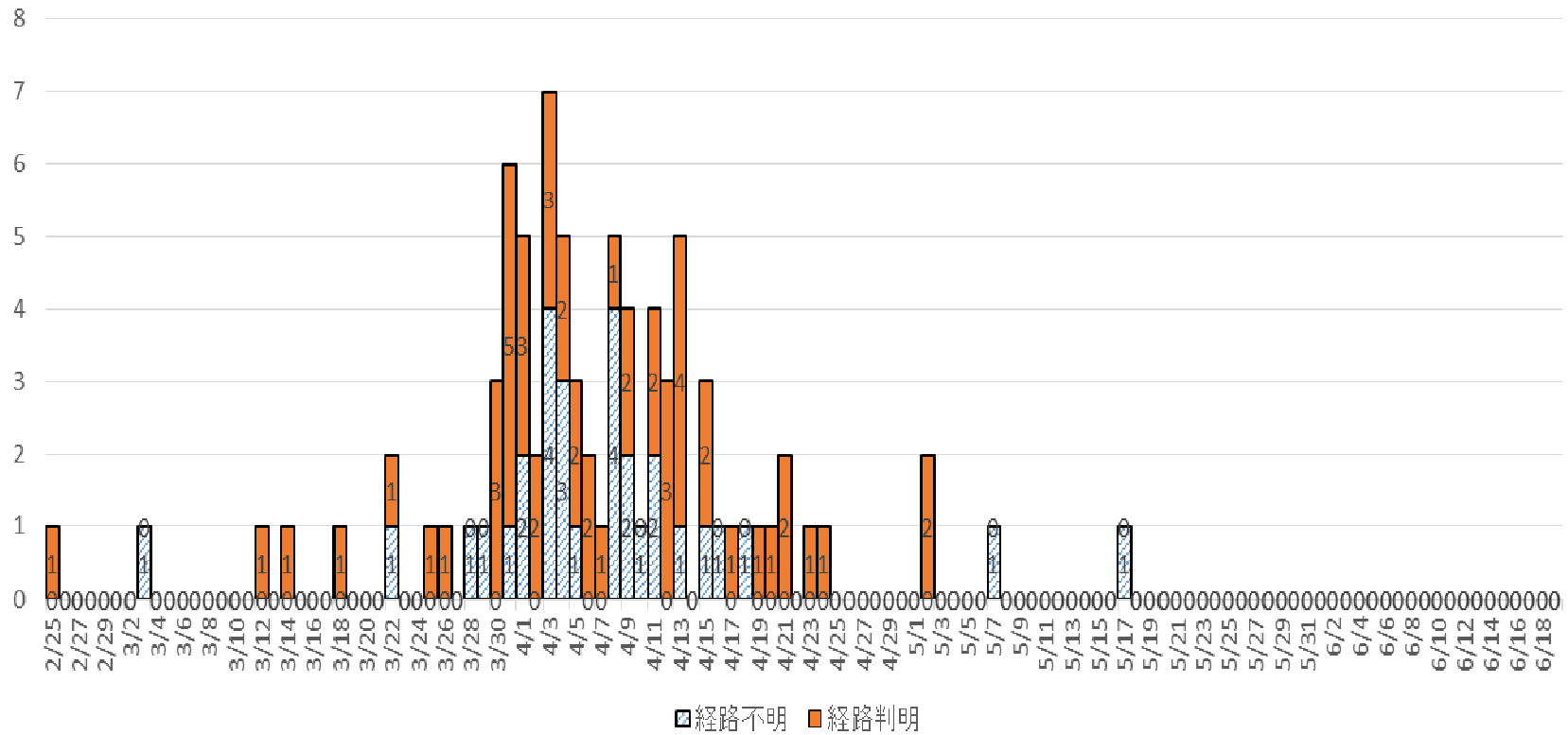


（参考）

日本国内での新型コロナウイルス感染症の感染者は17,864例、死亡者は953名（6/21）

# 発生状況（流行曲線・発症日別）

新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別)  
(N = 83人 無症状者は除く) 6/19 17:00現在

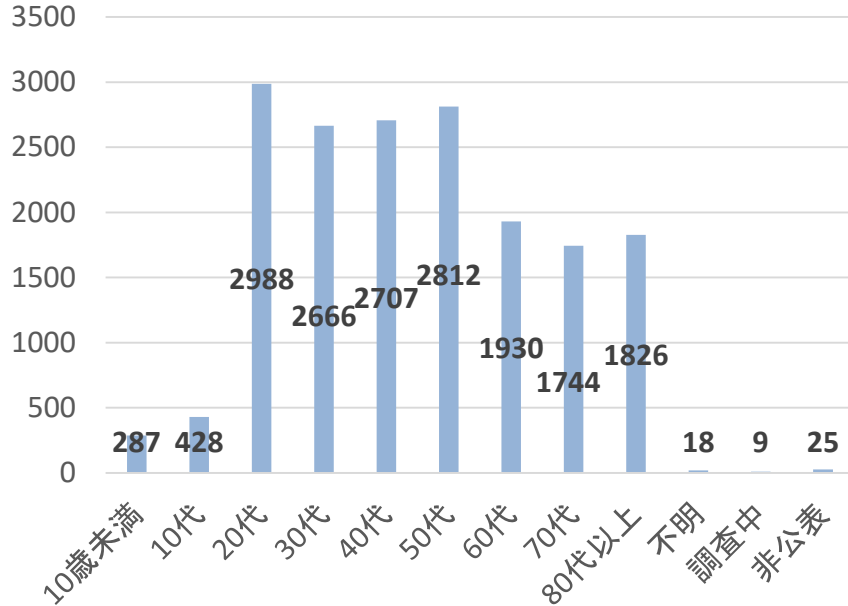


# 新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

令和2年6月17日18時時点

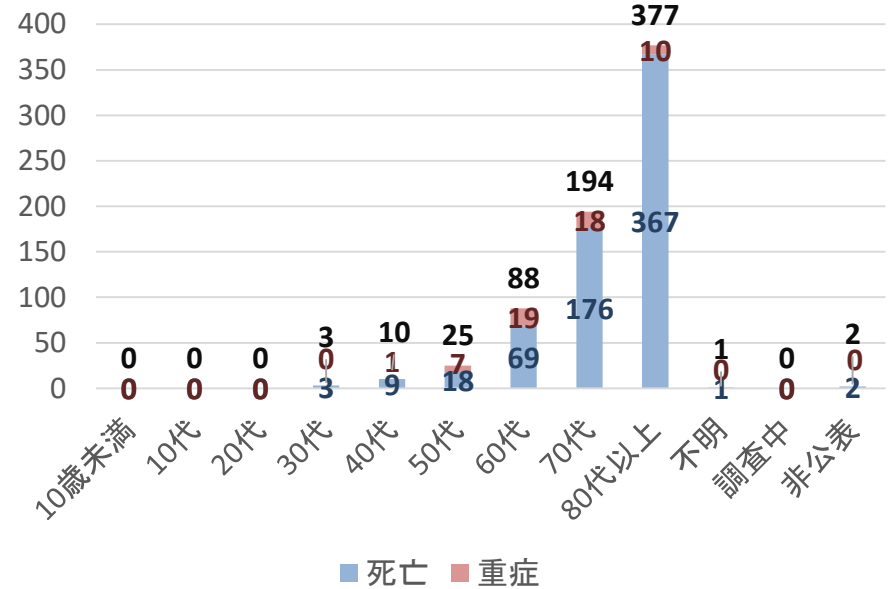
## 年齢階級別陽性者数

※累計陽性者数



## 年齢階級別死亡数・重症者数

※6月17日時点で死亡が確認されている者・重症者の数



## 重症者割合(%)

年齢階級	重症者割合(%)
全体	9.1
10歳未満	0.0
10代	0.0
20代	0.0
30代	0.0
40代	1.6
50代	10.6
60代	24.1
70代	14.5
80代以上	7.1

【重症者割合】

年齢階級別にみた重症者数の入院治療等を要する者に対する割合

## 死亡率(%)

年齢階級	死亡率(%)
全体	3.7
10歳未満	0.0
10代	0.0
20代	0.0
30代	0.1
40代	0.3
50代	0.6
60代	3.6
70代	10.1
80代以上	20.1

【死亡率】

年齢階級別にみた死亡者数の陽性者数に対する割合

注:これらの分析は年齢階級や入退院の状況など陽性者の個別の状況について、都道府県等から当省が情報を得られたもののみを集計しており、総数は現在当省HPで公表されている方式による陽性者数・死亡者数・重症者数とは一致しない。

# 新型コロナウイルス感染症にかかる相談・受診体制 「コロナ相談センター」に変更予定

## 症状がある方

基礎疾患(持病)をお持ちの方  症状に変化のあったとき 新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配なとき  必ず電話で事前連絡してから受診してください	<b>相談・受診の目安</b> 気になる症状がある方はご相談ください
	苦しき(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の <b>強い症状</b>  症状の感じ方には個人差がありますので、強い症状だと思う場合は、 <b>すぐに相談してください</b> (解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
	発熱や咳などの <b>比較的軽い症状</b>  ○以下の人は <b>早めに</b> 相談してください ・妊婦 ・高齢者 ・透析を受けている方 ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方 ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ○それ以外の人は、 <b>症状が4日以上続いた場合は、必ず相談してください</b>

## 症状はないが、心配な方

家庭、地域や職場での  
予防方法など

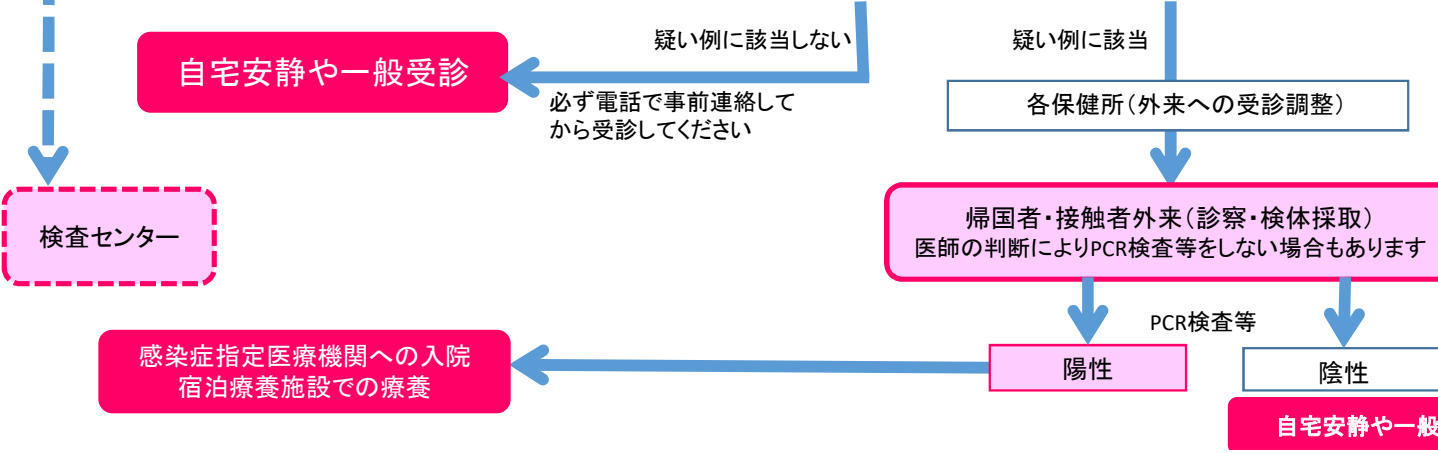


相談

かかりつけ医  新型コロナの疑い	<b>帰国者・接触者相談センター</b> 【看護師・保健師が対応】							
	<table border="1"> <tr> <td>大津市以外</td> <td>電話 077-528-3621(毎日24時間)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX 077-528-4865 E-mail s-support@office.email.ne.jp</td> </tr> <tr> <td>大津市</td> <td>電話 077-526-5411(毎日8:40~20:00) 080-2409-1856(毎日20:00~8:40)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX 077-525-6161 E-mail otsu1443@city.otsu.lg.jp</td> </tr> </table>	大津市以外	電話 077-528-3621(毎日24時間)		FAX 077-528-4865 E-mail s-support@office.email.ne.jp	大津市	電話 077-526-5411(毎日8:40~20:00) 080-2409-1856(毎日20:00~8:40)	
大津市以外	電話 077-528-3621(毎日24時間)							
	FAX 077-528-4865 E-mail s-support@office.email.ne.jp							
大津市	電話 077-526-5411(毎日8:40~20:00) 080-2409-1856(毎日20:00~8:40)							
	FAX 077-525-6161 E-mail otsu1443@city.otsu.lg.jp							

**一般電話相談窓口** 【看護師・保健師が対応】


電話 077-528-3637(毎日8:30~17:15)
FAX 077-528-4865 E-mail corona-soudan@pref.shiga.lg.jp
電話 077-522-7228(平日のみ 8:40~17:25)
FAX 077-525-6161 E-mail otsu1443@city.otsu.lg.jp



聴覚に障害のある方をはじめ  
電話での相談が難しい場合は  
メールやファックスでお問い合わせください

ひとりひとりの病状に合わせて、  
適した受診等につながるよう  
ご相談に応じます

予防方法などのお問い合わせにも  
お応えします



## 外来診療（検査）体制について

- ◆帰国者・接触者外来  
県内 16か所  
(湖東管内 2カ所)

「コロナ外来」に変更予定

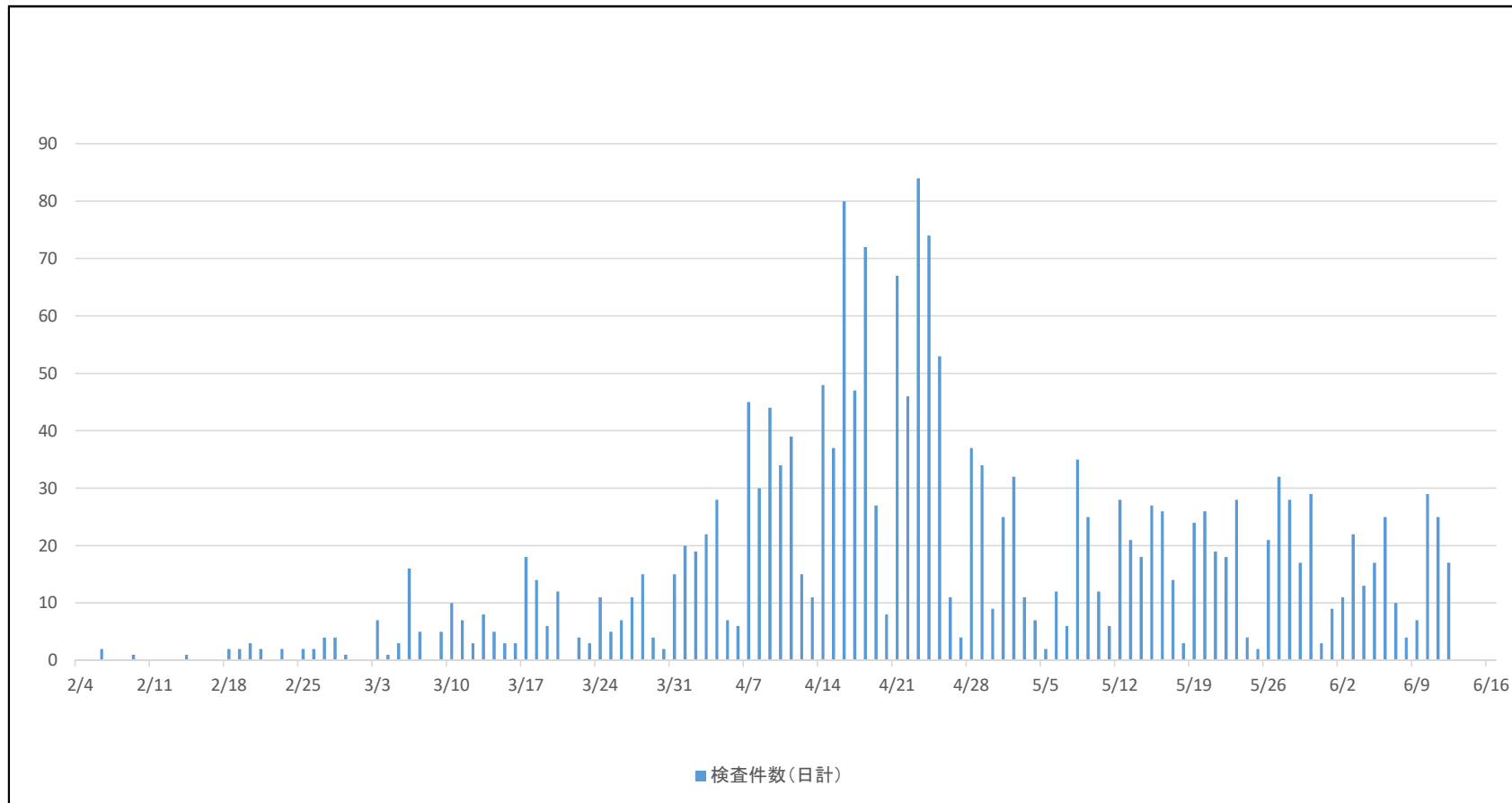
- ◆地域・外来検査センター  
(PCR検査センター)  
(県内4ブロックに分けて、ブロックごとに1カ所以上設置)

ブロック	設置数
大津・湖西	2
湖南・甲賀	2
東近江	1
湖東・湖北	1

「検査センター」に変更予定

# 外来診療（検査）体制について

## <PCR検査>



## 入院医療体制について

### これまでの確保病床（最大時）

	病院数	病床数
新型コロナウイルス感染症患者 の受入可能病床数	14	278

※R2.6.19現在は 264 床

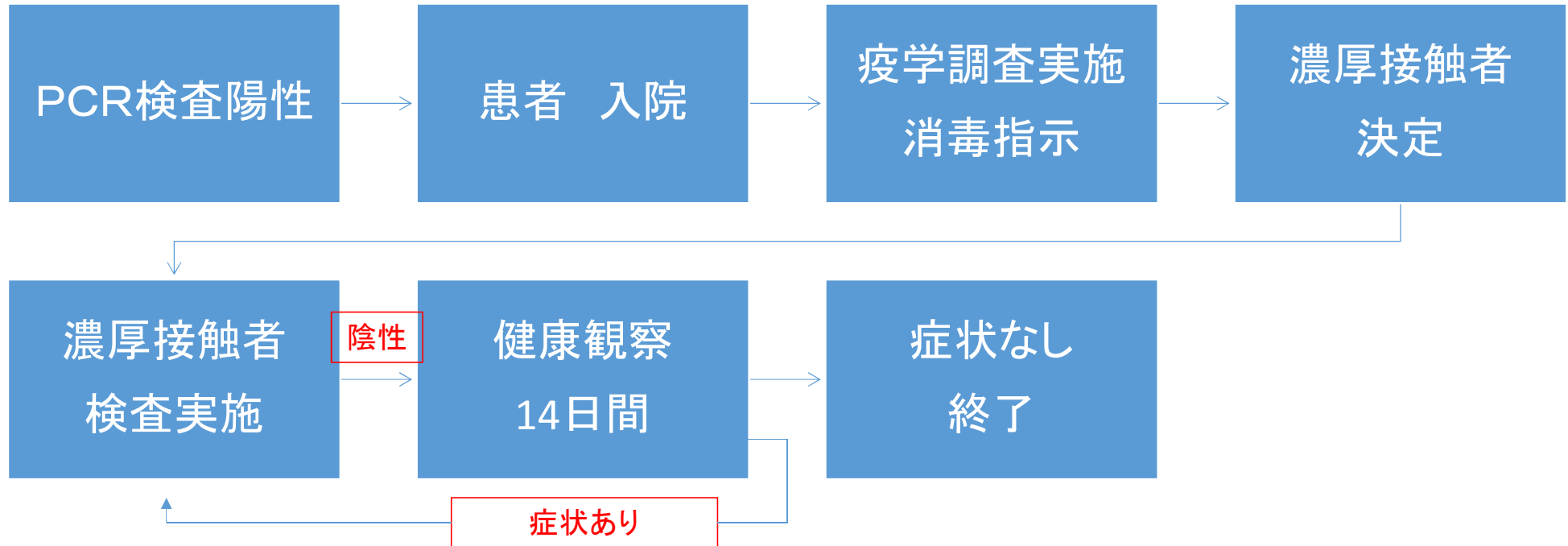
- このほか、宿泊療養施設として「ホテルピアザびわ湖」に62室を確保

(参考) 感染症指定医療機関 感染症病床

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	計
感染症 病床数	8	6	4	4	4	4	4	34



## 発生時の対応について



### 【濃厚接触者の定義】

- 「患者(確定例)」の**感染可能期間(発症2日前～最終接触日)**に接触した者のうち、次の範囲に該当する者
- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
  - ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
  - ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - ・その他手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者

# 退院基準・宿泊療養解除基準の改定

## 退院に関する基準の改定

### 1. 有症状者（注1）の場合

- ① 発症日（注2）から10日間経過し、かつ、症状軽快（注3）後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査（注4）で陰性を確認できれば、退院可能とする。

### 2. 無症状病原体保有者の場合

- ① 検体採取日（注5）から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能とする。

※ 10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

## 宿泊療養等の解除基準の改定

退院基準の改定と同様とする。

注1 重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。

注2 症状が開始した日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

注3 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。注4 その他の核酸増幅法を含む。注5 陽性確定に係る検体採取日とする。

注6 退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

## 積極的疫学調査における濃厚接触者への検査について

- ・「濃厚接触者」については、速やかに陽性者を発見する観点から、検査対象者とし、PCR検査を実施。
- ・陰性だった場合にも、濃厚接触者は「患者(確定例)」の感染可能期間の最終暴露日から14日間は健康状態に注意を払い、自宅待機。この際、健康観察期間中に何らかの症状を発症した場合には、検査を直ちに実施する。
- ・「無症状病原体保有者」の濃厚接触者についても、健康観察の対象者とし、「陽性確定に係る検体採取日」の2日前からを感染可能期間として入院等されるまでの期間に接触した者を濃厚接触者とする。検査についても有症者の濃厚接触者と同様の対応とする。

# 感染拡大防止に向けた取り組みについて

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)【令和2年4月7日事務連絡】

## (1)施設等における 取組

### (感染症対策の再徹底)

- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進
- 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に入出入りした者の記録等を準備

### (面会及び施設への立ち入り)

- 面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討
- 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る
- 面会者や業者等の施設内に入出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録

# 感染拡大防止に向けた取り組みについて

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)【令和2年4月7日事務連絡】

<p>(2)職員の取組</p>	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、<b>マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底</b></li><li>○出勤前に体温を計測し、<b>発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わない</b>ことを徹底</li><li>○感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応</li><li>○<b>職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要</b>。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底</li></ul>
<p>(3)リハビリテーション等の実施の際の留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ADL維持等の観点から、<b>リハビリテーション等の実施は重要</b>である一方、感染拡大防止の観点から、「<b>3つの密</b>」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)<b>を避ける必要</b></li><li>○可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底</li></ul>

# 感染拡大防止に向けた取り組みについて

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)【令和2年4月7日事務連絡】

## 入所施設等

	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)積極的疫学調査への協力等	(4)感染者・濃厚接触者等への対応	
				職員	利用者
感染者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等(利用者・職員)に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有</li> <li>・指定権者、家族等に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等</li> <li>・保健所の指示がある場合は指示に従う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力</li> <li>・可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院(症状等によっては自治体の判断に従う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については(症状等によっては自治体の判断)</li> </ul>
感染が疑われる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等に発生した場合、「相談センター」(帰国者・接触者相談センター)に電話連絡し、指示を受ける</li> <li>・速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有</li> <li>・指定権者、家族等に報告</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける</li> </ul>	

# 感染拡大防止に向けた取り組みについて

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)【令和2年4月7日事務連絡】

入所施設等

	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)積極的疫学調査への協力等	(4)感染者・濃厚接触者等への対応	
				職員	利用者
濃厚接触者	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機を行い、保健所の指示に従う</li> <li>・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として個室に移動。個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室に。個室管理ができない場合、マスク着用、ベッド間隔を22m以上あける等の対応。部屋を出る場合はマスクを着用し、手指衛生を徹底</li> <li>・可能な限りその他利用者と担当職員を分けて対応</li> </ul>
感染が疑われる者との濃厚接触者	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄に同じ</li> <li>・発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施</li> <li>・職員は使い捨て手袋とマスクを着用。飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル等を着用</li> <li>・体温計等の器具は、可能な限り専用に</li> <li>・ケアの開始時と終了時に、石けんと流水による手洗い等による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔を触らないように注意。「1ケア1手洗い」等が基本</li> <li>・有症状者については、リハビリテーション等は実施しない。無症状者については、手指消毒を徹底した上で、職員は使い捨て手袋とマスクを着用し個室等において、実施も可能</li> </ul>

# 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

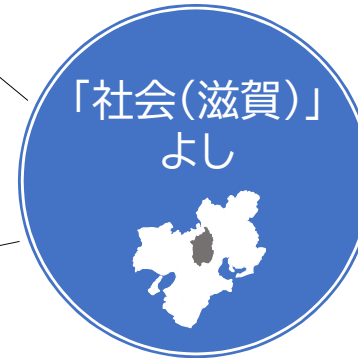
## 県民の皆様への呼びかけ 「滋賀らしい生活三方よし」

- ✓ 毎朝、体温測定、健康チェック
- ✓ 発熱がある場合は自宅で休む
- ✓ 家に帰ったらまず丁寧に手洗い
- ✓ こまめに換気しつつ、エアコンの温度設定を調整
- ✓ 免疫力を向上させる健康づくり（水分補給も忘れずに）



- ✓ 感染者が多数発生している地域への移動は極力控える
- ✓ 発症した時のため、自分の行動を残す
- ✓ テレワークやローテーション勤務の活用
- ✓ 通販も利用する
- ✓ 毎日、滋賀県の感染情報を共有
- ✓ 今こそ、一人も取り残さない

あなたと、  
大切な人を  
守るために



- ✓ 症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底  
※気温・湿度の高い中でのマスク着用は熱中症に注意  
屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクをはずす
- ✓ 人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空ける
- ✓ 混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす
- ✓ 会話をする際は、可能な限り真正面は避ける
- ✓ ビワイチなどにより、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進につなげる



# 「もしサポ滋賀」システムとは

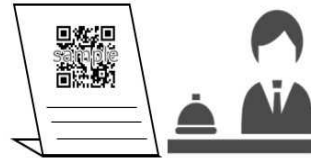
## 施設等がQRコードを発行申請

WebフォームからQRコードの発行申請する



## QRコードを施設等で掲示

発行を受けたQRコードを施設やイベントの受付・入り口等に掲示して、施設利用者に読み取りを呼びかける



## 利用者がコードを読み取り

利用者は施設等を訪れたときにQRコードを読み取る



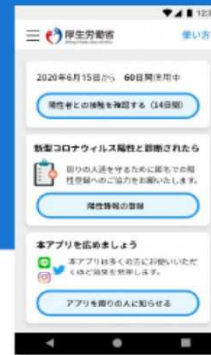
## 滋賀県からお知らせ

同じ施設等の利用者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染の恐れが高いと判断した場合に対象者にLINEメッセージでお知らせする。



新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。



\*画面イメージ

## 厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ COCOA

COVID-19 Contact Confirming Application

COCOAは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

**1メートル以内、15分以上の接触した可能性**

- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはありません。どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の履歴（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※Bluetoothをオフにすると履歴を記録しません

アプリのインストールや  
詳しい情報はこちらから

厚労省 接触確認アプリ

検索



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室  
情報通信技術(IT)総合戦略室